環境政治学序説(5・完)

A Preface to Environmental Politics

山口裕司

本稿は環境政治学のドイツの事例として、ドイツの緑の党(正式名:90年同盟・緑の党)を取り上げる。同政党に関しては、ドイツ統一前の旧西ドイツ時代の「緑の党」から筆者は注目してきた。今日では様々な研究者による緑の党に関する研究が進み、その成果も多い。

環境政治学序説の最終回として、本稿では、緑の党に関する近年の研究成果を紹介しながら、環境政治学におけるドイツ「緑の党」の意義を検討する。これまで日本の田中正造、アメリカのレイチェル・カーソンと、人物を取り上げてきたが、本稿は団体としての緑の党に着目する。ちなみに西田慎の研究業績が非常に参考になった。

キーワード:ドイツ環境政治、緑の党

目 次

- I はじめに
- Ⅱ 環境問題の定義と歴史
- Ⅲ 環境政治学の定義と特色(以上、第19巻第1号)
- IV 環境問題をめぐる思想と運動
- V 環境問題と政治(日米独)(以上、第20巻第1号)
- Ⅵ 田中正造(日本) (第23巻第1号)
- Ⅶ レイチェル・カーソン(アメリカ)(第25巻第1号)
- Ⅷ 緑の党(ドイツ)
- IX おわりに(以上、本号)

VII 緑の党(ドイツ)

2017年9月、4年ぶりにドイツ連邦議会選挙が実施され、アンゲラ・メルケル首相の率いるキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)は、連立相手のドイツ社会民主党(SPD)とともに支持を落とした。具体的には、前回選挙(2013年)と比較して、CDU・CSU は得票率で 41.5% から

33.0% へ、SPD は 25.7% から 20.5% へと減少した。一方で大きく勢力を拡大したのが、新興の右翼政党といえる「ドイツのための選択肢(AfD)」で、前回の 4.7% から今回の 12.6% へと得票率を高めた。同じく、「90 年同盟・緑の党(B' 90/Grüne)」も得票率を 8.4% から 8.9% へと若干伸ばした (1)。

2017年の連邦議会選挙後、連立の組み合わせが決まらないまま 5 か月以上にわたって、いわば政治空白が続いたが、2018年3月になってようやくキリスト教民主・社会同盟と社会民主党が連立政権を引き続き担当することが決まった。首相も同じくアンゲラ・メルケルである。メルケルは2005年から首相を務めており、この先4年間首相であり続けるとすれば、16年間の首相在位となり、彼女の政治的師匠であるヘルムート・コールに並ぶことになる(2)。

しかしメルケルは、同年 10 月の 2 つの州議会選挙(バイエルン、ヘッセン)でのキリスト教民主同盟・社会同盟の大敗の責任をとり、同党の党首を辞任する意向を示した。彼女が残りの首相職を2021 年まで継続できるか不明である(3)。

1 ドイツ緑の党の形成過程(事実経過)

ドイツの緑の党の結成前後からその後の発展過程に関する経緯については、西田慎の整理を踏ま えて述べていきたい (4)。

(1) 結党期

緑の党は1968年の運動を担った「68年世代」の党といわれる。同運動は、1960年代後半に世界各国で勃発し、68年ごろに頂点に達した若者主体の反体制・民主化運動である。具体的には大学紛争、ベトナム反戦運動などであり、緑の党の関係者にも同運動へのシンパが多い。

同運動の衰退後の70年代以降、68年世代は4つに枝分かれする。

一つは、政治から遠ざかり、左翼オルタナティブ・ミリューを形成しオルタナティブ文化を育む流れである。二つ目は当時の与党・社会民主党に入党し体制の中から改革を目指す流れである。三つ目は新左翼に至る流れで、共産主義者同盟などの新左翼集団を結成した。四つ目は赤軍派のようなテロ組織に走る流れである。

他方で、1970年代は、反原発運動の勃発した時期であった。旧西ドイツでは原子力の平和利用は 当初肯定的だった。しかし原発建設計画が本格化する70年代以降は、環境への影響を懸念する反対 運動が増加する。典型的事例は、バーデン・ヴュルテンベルク州のヴィール原発建設への反対運動である。

ヴィール原発反対運動が 68 年世代とエコロジーを結びつけた。例えば、新左翼は従来エコロジー 運動をプチブル的と見なし懐疑的だったが、同運動のなかに革命的潜在力を見出し、原発反対運動 に大挙して参加するに至る。

1970年代後半には、原発反対運動が独自に政治組織を結成し、地方議会へ進出し出した。まず

1977年に、ニーダーザクセン州の議会選挙で「緑のリスト」という環境団体が議席を得た。そして 78年にシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、79年にブレーメン州でも州議会で議席を獲得し、その勢いのもと全国政党への道を歩み始めた。

1979年3月、各地の環境団体を糾合して、「それ以外の政治的結社・緑の党」が結成された。参加したのは主に右派、中間派で、左派は参加していなかった。しかしこの団体は6月の欧州議会選挙で予想外の高得票率を得た(3.2%)。これに乗じて左派も緑の党に参加し、1980年1月には、「それ以外の政治的結社・緑の党」を母体に、全国政党「緑の党(Die Grünen)」が結成された。

(2) 国政への進出

国政政党の緑の党は、党の基本綱領として「エコロジー的」「社会的」「底辺民主主義的」「非暴力的」という四本柱を決めた。同年 10 月の連邦議会選挙に初出馬したが、得票率 1.5% で議席獲得はならなかった。同国の選挙制度として「5% 条項」があり、得票率が 5% をクリアしないと 1 議席も得られない仕組みになっている。

緑の党は、様々な新しい社会運動の結集体といえるが、当初は原発反対運動が主体であった。その後、80年代初期に反核・平和運動が加わり、党の多様性を増し勢力拡大に至った。例えば、NATOの二重決議をめぐる反対運動がその例である。81年には西ドイツの首都ボンで30万人、82年には45万人の大規模な反戦デモ、平和集会が開催された。当時の与党・社会民主党の政策に反発して離党しその後緑の党に参加した若者も多かった。

緑の党は、二回目の連邦議会選挙への出馬で初議席を得た。1983年3月のことであり、得票率は5.6%で27議席を一挙に獲得した。その後、ソ連のチェルノブイリ原発事故(1986年4月)の影響もあり、緑の党はさらに躍進し、87年1月の連邦議会選挙で得票率8.3%、議席数42を得るに至った。国政と同様に、州議会でも勢力を伸ばし、85年12月にはヘッセン州で初めて社会民主党との連立政権を登場させた。この際の環境大臣は緑の党の初大臣ヨシュカ・フィッシャーである。この人物は後の国政政権、赤緑(社会民主党・緑の党)政権時の外相を務めた。ちなみに、2000年に日本で開催された九州沖縄サミットの外相会合のため宮崎市(筆者在住)を訪れ、同地に足跡を残した。

(3) 選挙での敗北と復活

緑の党の転機は 1990 年のドイツ統一である。統一直後の 90 年 12 月の連邦議会選挙で、緑の党は旧西ドイツ地域で 4.8% の得票率で議席獲得できなかった。ただし旧東ドイツ地域では、選挙同盟の「90 年連合・緑の党」が 6.1% で 8 議席を得た。

選挙の敗北を踏まえて、緑の党は、91年4月のノイミュンスター党大会で党の組織改革に着手し、「エコロジー的改革政党」を標榜する「ノイミュンスター宣言」を発表した。また社会民主党との連立も容認するに至った。

東西両ドイツの緑の政治団体の結集という意味では、90年12月に旧西ドイツの緑の党は旧東ドイツの「緑の党」と、次いで93年5月に旧東ドイツの市民運動を糾合した「90年連合」と合同し、党名を「90年連合・緑の党」とした。現実路線の90年連合との合同は、党の路線の穏健化と現実化を招来し党内対立も沈静化した。

94年10月の連邦議会選挙では得票率7.3%で49議席を獲得し第3党として復活した。68年世代に属さないイデオロギーにとらわれない若い緑の党議員が多く生まれた。彼らはプラグマティックな政治スタンスを持ち保守政党へも接近した。J・フィッシャーは選挙後に議員団代表のひとりになり、「緑の党の顔」「影の党首」としての基礎固めをするに至る。

98年9月の連邦議会選挙では6.7%の得票率で47議席を獲得した。前回に比べて少し議席を減らしたが、社会民主党と多数派を形成することはできた。結果、両党は連立政権を組むことになり、緑の党は結党から18年目で連立政府与党になった。

(4) 政権への参加

緑の党は選挙後、社会民主党と連立協定を締結し、シュレーダー政権を発足させた。協定の主な 内容は、脱原発、環境税、二重国籍の導入などであった。この協定の実施をめぐっては、両党のさ や当てが続いた。緑の党は党の独自色を発揮できる分野でも妥協を強いられた。

例えば、脱原発に関しては、トリッティン(緑の党)環境相が原発稼働年数を 25 年に制限する要求をした。また緑の党内からも全原発の即時停止を求める声も大きかった。しかしシュレーダー首相はそれらを拒否し、2000 年 6 月に、運転中の国内 19 基の原発をそれぞれ商業運転開始時から平均32 年で全廃するという妥協案で、大手電力会社と合意した (5)。

こうした妥協は党内の対立を高め、支持率を低下させた。シュレーダー政権 1 期目の州議会選挙と欧州議会選挙すべてで、緑の党は得票率を減らし敗北した。例えば、1999 年 2 月のヘッセン州議会選挙で得票率を前回より 4% 減らして 7.2%、6 月の欧州議会選挙では 3.7% 減の 6.4% の得票率だった。

しかし緑の党内の対立は 2000 年 6 月のミュンスター党大会で、党代表にクーンとキュナストが選出されて一応収まった。両者によって党内の統合路線が取られ、激しい党内対立はなくなった。こうして緑の党は当初の混乱から、相対的安定期に入り、2002 年 9 月の連邦議会選挙を迎えた。

この選挙では緑の党は選挙戦で初めて党のトップ候補を擁立して戦うことになり、その人物として J・フィッシャーが決まった。選挙結果は緑の党のひとり勝ちであった。社会民主党は前回に比べて 得票率を減らし、キリスト教民主・社会同盟と自由民主党は伸び悩み、民主社会党は 5% 条項をクリアできず、比例区での議席配分を受けられなかった。そんななか緑の党は結党以来最高の得票率 である 8.6% を獲得し、小選挙区でも初めて議席を得た。

緑の党の勝因としては、一つには党のトップ候補フィッシャーの国民的人気があったといえる。も う一つは同党が従来と違って、団結し専門化された選挙戦を展開したことだ。例えば、特別に雇わ れた選挙戦のマネージャーが陣頭指揮を執り、配布する広告物のデザインから党大会の舞台装飾まで視覚的にも統一イメージを与える工夫がされた。

選挙後、第一党を維持した社会民主党と緑の党の連立政権、すなわち第2次シュレーダー政権が発足した。社会民主党のシュレーダー首相の政策に対する不人気とは違い、緑の党は連立政権内の改革派というイメージを定着させ、支持率も2桁台をキープするほど好調だった。政権2期目の州議会選挙や欧州議会選挙でも、社会民主党は得票率を低下させ敗北を重ねた。他方緑の党は得票率を伸ばし勝利を継続した。

例えば、2003 年 2 月のニーダーザクセン州議会選挙では、社会民主党は前回よりも 14.5% 得票率を減らして 33.4%、緑の党は前回よりも 3.2% 増加の得票率 8.1% だった。また 2004 年 6 月の欧州議会選挙で社会民主党は前回よりも 9.2% 減らして得票率 21.5%、緑の党は前回よりも 5.5% 増加の得票率 11.9% であった。

その緑の党も「ビザ疑惑」により支持率が低迷するに至る。緑の党のフィッシャー外相らが東欧からのドイツ入国ビザの取得緩和に関与したという疑惑を持たれ、野党からの批判にさらされた。そして連立政権自体が末期的状況となった。2005年5月のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙で連立与党が敗北し、それを踏まえてシュレーダー首相は連邦議会選挙を1年早めて実施した。2005年9月の連邦議会選挙で、緑の党は得票率を8.1%へと少し減らした。選挙結果で、連立与党も、野党のキリスト教民主・社会同盟と自由民主党も条約派を得られなかったので、9本政党の

与党も、野党のキリスト教民主・社会同盟と自由民主党も多数派を得られなかったので、2 大政党のキリスト教民主・社会同盟と社会民主党の大連立政権が実現した。結果、7 年間の赤緑政権が終焉を迎えた。

(5) 再び野党へ

選挙後、緑の党の顔として活躍した J・フィッシャーが、2006 年 6 月に連邦議会議員を辞職し政界を引退した。党の最大実力者の一人がいなくなったことで、緑の党の将来が不安視されたが、野党としての緑の党の選挙結果は順調だった。反面、社会民主党の選挙成績は振るわなかった。

例えば、2007 年 5 月のブレーメン州議会選挙では、社会民主党は前回よりも得票率を 4.4% 減らして 36.7%、緑の党は前回よりも得票率を 3.7% 増やし 16.5% であった。選挙後は、両党の連立政権が誕生し、2 年ぶりで州レベルの赤緑連合が復活した。

2009年9月の連邦議会選挙で、緑の党は過去最高の得票率(10.7%)を獲得し68議席を得た。この選挙では大連立政権への反発から二大政党が大敗北を喫し、反面小政党が躍進した。

西田慎によれば、09年以降の緑の党の動向は2つの特徴がある(6)。

第一は、緑の党の国民政党化の議論である。この選挙後、緑の党の支持率が2割台となり社会民主党に迫ることもあった。例えば、2010年9月の世論調査では、各党の支持率は、キリスト教民主・社会同盟が30%、社会民主党24%、緑の党22%であった。2011年3月の日本の福島原発事故後は、脱原発を標榜する緑の党の支持率は、第1党のキリスト教民主・社会同盟に迫る28%まで伸びた。

さらに 11 年にはバーデン・ヴュルテンベルク州でドイツ初の緑の党出身の州首相が生まれたりした。 こうした経緯を見て、同党の国民政党化が取りざたされたのである。

しかし二大政党に比肩しうるというのは支持率のことであり、党員数はまったく極端な差があった。 たとえば、2012 年末の党員数は、キリスト教民主同盟 47 万 6347 人、社会民主党 47 万 7037 人で、 一方緑の党は 5 万 9653 人である。また緑の党が 20% 台の得票率を得た選挙があるとはいえ、絶対 得票率では 10% 台前半にすぎないともいえる。したがって緑の党が二大政党に比肩する国民政党に なったかといえば疑問である。

第二は、緑の党が保守政党(キリスト教民主・社会同盟)と連立(黒緑連立)するという動きである。そうした動きは 1990 年代半ばに市町村レベルで開始された。その嚆矢は、1994 年のノルトライン・ヴェストファーレン州のミュールハイムでのドイツ大都市初の黒緑連立である。その後そうした市町村が増加し黒緑連立は珍しくなくなった。州レベルでも 2008 年 5 月にハンブルク州で黒緑連立、2009 年には黒緑黄連立(黄:自由民主党)が発足した。ちなみにこれはジャマイカ国旗の色(黒黄緑)を踏まえて「ジャマイカ連立」ともいう。

こうした緑の党の新しい連立相手の模索に関する、支持者レベルの反応はどうだろか。2012年3月の世論調査によれば、緑の党の支持者で黒緑連立を望むのは33%で、赤緑連立を望むのは86%だった。したがって緑の党の首脳と支持者には、好ましい連立相手に関する意識の差がみられる。

2 緑の党の綱領(1980年~2002年)

旧西ドイツの緑の党は、平和、反核、反原発、自然保護、フェミニズム、公民権運動など様々な新しい社会運動が結集し、1980年に連邦政党として結成された。同年に作成された「ザールブリュッケン綱領」の四本柱が、「エコロジー、社会的(公正)、底辺民主主義、非暴力」だった。その後、結党から20余年が経過し、旧綱領(ザールブリュッケン綱領)に記された方針や理念が非現実的で時代遅れなものとして修正変更を求められた。ラディカルで理想主義的な政策内容をもつ旧綱領の内容も、新綱領(ベルリン新綱領、2002年3月)で大幅に削除ないし改変された(7)。

今本秀爾は緑の党の新旧二つの綱領を総合的に比較している(8)。

一つ目は「自己決定」の主題化である。すなわち新綱領の序論で「私たちの価値基準」としてエコロジー、自己決定、公正、民主主義が掲げられた。旧綱領の四原則から非暴力、底辺民主主義が後退し、自己決定の概念が主題となった。

二つ目は、前述のように「非暴力」主義が後退したことである。その転換点は赤緑連立政権がコソボ紛争へのNATO軍の介入、およびアフガニスタンへの多国籍軍派遣を容認したことであった。

三つ目は、「底辺民主主義」の削除である。底辺民主主義は非暴力と同様に四本柱から削除された。 新綱領ではこの概念の代わりに「活気ある民主主義」が使われた。緑の党は当初権威主義を否定し 権力の集中化を防ぐため、党組織内の運営や制度作りに工夫をした。例えば、複数(共同)代表制、 党幹部職などのローテーション交代制などである。しかしローテーション交代制などの党内民主主義ルールも党の顔となる人材が育たないといった弊害が生まれ、草の根・ボトムアップ型の底辺民主主義の原則が現実的には行き詰ったことが削除の背景にある。

四つ目はジェンダー主流化である。新綱領の第6章「男女に公正な社会に向けて」にジェンダー主流化が明白である。「主流化」に関しては、新綱領の作成に関与した緑の党の女性議員、女性党員・幹部の提案や尽力があったといわれ、特に第6章は女性メンバーが中心になって作成した。例えば、「私たちのジェンダー政策の基本方針」には次のように書かれている。「ジェンダー政策は、あらゆる他の政策領域、すなわち労働や経済、ライフスタイルや家庭、社会保障および税制、教育と科学技術といった分野に関係する。すべての政策領域は、男女平等という試験台に載せられなくてはならない」(9)。

五つ目は主要政策テーマが拡張し経済・財政政策を重視する方向へ転換した。1980年代前半の緑の党は環境保護を訴えるまさしく「環境政党」だった。しかし連立政権の一角を担うようになると現実路線を余儀なくされる。例えば、国会や各連邦議会議員の事務局に緑の政治の様々な政策課題に対するスタッフを配し、具体的で現実的な政策提案活動に当たった。旧綱領では環境政策項目が優越していたのに対し、新綱領では環境政策の比重は全項目の七分の一程度である。

六つ目はグローバリゼーションへの視点である。旧綱領の1980年代と違って、新綱領の時代は様々なグローバル化現象が生まれた。たとえばWTOルール創設以後の市場金融経済の発展や国際貿易の自由化の波など。新綱領ではそれらを反映し、国内政策に限定されない、グローバル化による貧困や環境破壊、地域紛争拡大の問題などに関する問題提起、対応策を取り上げている。

3 緑の党の綱領(2013年)

2013 年 4 月にベルリン党大会で連邦議会選挙綱領「緑の変化の時」が採択された。綱領の二本柱の一つは、税負担を公正にするために高所得者への課税を強化することである。財産税の一時導入、所得税の最高税率を 42% から 49% へ引き上げることなどである。もう一つは、憲法擁護庁の改革、特に情報提供者の廃止である。背景には、ネオナチ過激派の「国民社会主義地下組織」をめぐる憲法擁護庁のスキャンダルがあった。これら以外に、綱領としては、経営者の高給制限、2030 年までに石炭火力発電から脱却し再生可能エネルギーから完全に電力供給すること、時給 8.5 ユーロの最低賃金制度の導入、選挙権年齢の 16 歳への引き下げ、などが盛り込まれた (10)。

4 緑の党の台頭の背景

緑の党の台頭の背景にあるものは何だろうか。緑の党が台頭するのに必要な社会とは、一つ目は 産業生産過程をじかに経験しない中産階級が登場した社会。二つ目は、中産階級が生産より消費を 重視する社会。三つ目は田園の楽しさを再発見し社会問題を考える時間とゆとりのある社会。四つ目は中産階級の消費中心のライフスタイルを左右するような現象、すなわち環境の悪化、社会的不平等などについて関心を向けさせる教育や世界観のある社会、である(11)。

5 緑の党の果たしたジェンダー的役割(クオータ制導入ほか)

ドイツにおいてフェミニストの政治参加が増大する契機となったのは、彼女たちが重要な役割を果たした 1980 年の緑の党の結成である。緑の党は多様な新しい社会運動の結集体として生まれた。その社会運動の重要な要素がフェミニスト運動である。1980 年の結党大会では、自発的クオータ制が決議され、1986 年には 50% を義務とするクオータ制が確約された。

緑の党の躍進や人気に刺激されて、他党も同党の路線に追随した。1988年にはドイツ社会民主党が「男女両性」最低 40% クオータ制を導入し、キリスト教民主同盟は女性の定足数を自発的に割り当てることを可決した。1990年までに、議会における女性の割合は 30% 以上へと上昇した(2018年9月現在、連邦議会の女性議員比率は 30.7%)。

緑の党および社会民主党の女性部門は、男女平等に関する計画を党の綱領に組み込むことに成功 し、性別役割分業の廃止、教育・技能訓練・労働・政治おける完全な平等を求めた。

緑の党や社会民主党の女性組織は、男女平等を求め、性別役割分業の廃絶を求めながら、クオータ制のような具体的な目標や法案を含むフェミニスト・プログラムを展開した。1980年代には保守派の女性は稼ぎ手・主婦モデルに基づき差異に着目する初期のアプローチを脱し、個人の選択の自由という近代的なモデルへと移行した。穏健派ブルジョアの女性運動においては、稼ぎ手・主婦モデルや安定的な結婚が女性や母親を守る礎と見なされたが、クオータ制のような強制的な構造変化なしに個人の自由な選択を尊重するという選択肢が認められた。これは稼ぎ手・主婦モデルの独占状態から稼ぎ手・パートモデルへの移行といったある種の発展過程だった。

女性運動の団体とともに、緑の党や社会民主党に所属する議員やフェミニストも、公的部門や民間部門における雇用・配属のクオータ制を含む均等法を目指してロビー活動をした。両党の女性政治家の一部は、社会民主党州政権、赤緑州政権の女性問題担当の大臣に就任した。そうした州では公的機関でクオータ制のような構造的変革の義務を定めた男女平等法の制定、ジェンダー主流化への動きが開始された。

1998年にシュレーダー政権(赤緑連立)が登場した後、社民党や緑の党の議員に加えて、独立系のフェミニストや法律の専門家、労働組合も公共および民間部門での均等法を目指した。

フェミニストの法律専門家は、労働組合や女性団体と協力して、雇用機会均等法を提言した。しかしシュレーダー政権は労働市場の自由化、規制緩和を目指し、民間における均等法に強く反対する雇用者組合と協調した。シュレーダー政権は従来の(男性の)コアワーカーへの失業対策を廃止し、ドイツ資本主義とそこに組み込まれた稼ぎ手・主婦モデルの自由化に着手した(12)。

6 ドイツの環境政策発展の推進力と緑の党

ドイツが環境(先進)国家として世界的に評価されるにいたった要因を見ておきたい。

第一に、ドイツ連邦議会のすべての政党が環境政策を重視し、環境政策が政党横断的な重要政策課題となっていることである。最初に、環境政策を政治的アジェンダに設定したのは、社会民主党のウィリー・ブラント首相であった。その後キリスト教民主・社会同盟と自由民主党の連立政権においても環境政策の重視は変化なかった。1983年の連邦議会選挙での緑の党の議席獲得によって、既成政党に対して環境問題の重要性をさらに印象付けた。社会民主党にとって、1998年以降の赤緑連立政権は、政治的選択肢を拡大し、環境保護は「産業社会のエコロジー的近代化への道」であるとみなした。

第二に、EUの環境政策がドイツを含めて単独では実施できなかった環境政策を実現するきっかけを提供し、新しい環境政策が普及するメカニズムとなっていることである。ドイツは EU の枠組みを活用しつつ、とりわけ地球温暖化防止政策に関して、温室効果ガスの削減に関する具体的な目標を提示し、COPで主導権を発揮している。全体として、自治体レベルにおける環境政策の展開を含め、重層的な環境ガバナンスが重要な役割を果たしている。

第三に、ブラント政権を嚆矢とする環境政策は、当初政府主導で推進されたが、1970年代のシュミット政権の原発推進路線が、環境運動の活性化をもたらし、「下からの環境運動」が展開された。その過程のなかで多くの環境団体から、脱原発、再生可能エネルギーの推進、エコロジー税制改革のための具体的な政策提案がなされ、環境政策の選択肢が拡大した。こうした提案は、赤緑連立政権の新たな環境政策の展開の基盤となった。

ドイツでは、市民の環境意識の広がりが、環境政策推進の基盤になっており、ドイツ市民の約四分の一が環境団体に関係しているという事実もそれを裏づけている (13)。

7 緑の党の登場、赤緑連立政権の影響

赤緑連立政権への評価は様々である。ネガティブなものもあるが、ポジティブなそれもある。例えば、既存の社会秩序を少しでも修正できればよいという人には、赤緑連立政権の実験や第三の道は、十分な政治的インパクトを持ちえたといえる。ニュー・ポリティクスのアジェンダ化や長期的パースペクティブの観点からは特にそういえる。1970年代半ば頃まで、既成政党は経済成長主義路線を歩んでいた。そのような路線の変更をもたらしたのが緑の党の出現だった。その時のインパクトに比べると、赤緑連立政権以降の緑の党の役割は地味な印象があるかもしれない。しかし元々新しい社会運動の結集体だった同党が、ドイツの政治アジェンダに変更を迫り、システムに定着した意義は大きい(14)。

IX おわりに

本稿をもって、「環境政治学序説」というタイトルの一連の論考を終える。

環境政治学は日本では発展途上の学問分野だろう。欧米ではこの分野の研究業績は多い。社会科学系学問のなかでは、環境社会学、環境経済学などが環境政治学よりも研究が進展しているといってよい。そうした状況のなかで、本稿が環境政治学の進展に向けて少しでも貢献できるとしたら喜ばしい。さて、最後にこれまでの論考を振り返ってみたい。「序説」の流れは、宮崎公立大学の一科目としての「環境政治学」の授業の流れを下敷きにしている。

まず、環境問題の定義、環境問題の経緯に触れて、同問題を整理した後、次に環境政治学の定義、およびその特色に言及した。特に重要な点は、環境問題、ひいては環境政治学の対象領域の区分である。それには4分野、すなわちローカル、ナショナル、リージョナル、グローバルの分野がある。それぞれの分野において環境政治があり、環境政治学のターゲットがある。もちろんそれぞれは他の分野とリンクしている。歴史的にみれば、環境問題のターゲットはローカルからグローバルへと徐々に広がっていった。例えば、日本の事例で言えば、ローカルが四大公害問題、ナショナルが環境アセスメント法案問題、グローバルがいわゆる地球環境問題などである。リージョナルは欧州で言えば、EUにおける環境問題である。

その後、環境問題をめぐる思想、運動に触れた後、環境問題と政治学との接点を述べ、具体的事例として、日米独の3か国における地球温暖化問題への対応の違いを述べた。

そしてこれら3か国における環境政治学の事例を筆者が独自に選び、それぞれの主要アクターにスポットを当てた。日本は明治時代の衆院議員かつ足尾鉱毒問題の改善を終生の課題とした田中正造、アメリカは海洋生物学者かつ作家のレイチェル・カーソン、ドイツは世界的な環境政党としての(90年連合)緑の党、である。各国の主要な環境政治アクターを紹介するなかで、環境政治学的アプローチの事例研究的側面を描いた。

本研究は、環境政治学の事例研究の候補を紹介したに過ぎない。他国に後れをとっているわが国の環境政治学の将来的課題は、外国の研究業績を日本に紹介する一方で、日本独自の事例研究を推進することではないか。これはわが国の政治学全般にも当てはまることだろう。

<注>

- (1) 『朝日新聞』 2017年9月26日
- (2) 『日本経済新聞』 2018年3月4日
- (3) 『朝日新聞』 2018 年 10 月 30 日
- (4) 西田慎「緑の党」西田慎・近藤正基編著『現代ドイツ政治一統一後の 20 年』ミネルヴァ書 房、2014 年、84~93 ページ。ちなみに、日本における緑の党研究の最前線として小野一『緑

環境政治学序説(5・完)(山口裕司)

- の党一運動・思想・政党の歴史―』講談社、2014年がある。拙稿「西ドイツ『緑の党(DIE GRÜNEN)』の形成過程―エコロジー的要素をめぐる諸問題―」『阪大法学』第 39 巻第 2号(1989 年 11 月)も参照されたい。
- (5) ドイツの脱原発政策に関しては次の論文を参照されたい。拙稿「ドイツの脱原発政策について一核廃棄物対策を中心に一」宮崎公立大学図書館運営部会編『宮崎公立大学開学 20 周年記念論文集』宮日文化情報センター、2014 年
- (6) 西田慎、前掲論文、92~93ページ
- (7) 同盟 90 / ドイツ緑の党(今本秀爾監訳)『未来は緑―ドイツ緑の党新綱領』緑風出版、2007 年、 257~258 ページ
- (8) 同書、258~265ページ。
- (9) 同書、191ページ。
- (10) 西田慎、前掲論文、99~100ページ。
- (11) John McCormick, *The Global Environmental Movement*, the second edition, John Wiley & Sons, 1995, pp.223-224. ジョン・マコーミック(石弘之・山口裕司訳『地球環境 運動全史』岩波書店、1998 年、213 ページ。
- (12) イルゼ・レンツ (山本耕平・左海陽子訳)「フェミニズムとジェンダー政策の日独比較」落合恵美子・橘木俊詔編著『変革の鍵としてのジェンダー一歴史・政策・運動一』ミネルヴァ書房、2015年、140~149ページ。なおジェンダー政治学的な日独の比較に関しては、拙稿「比較政治学におけるジェンダー的視点(2•完)」『宮崎公立大学人文学部紀要』第18巻第1号、2011年、を参照されたい。
- (13)坪郷實『環境政策の政治学―ドイツと日本―』早稲田大学出版部、2009 年、122~124 ページ。
- (14) 小野一『ドイツにおける「赤と緑」の実験』御茶の水書房、2009 年、366 ページ。

宮崎公立大学人文学部紀要 第26巻 第1号